

第九管区海上保安本部公示第44号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年9月3日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



石川県珠洲市宝立町地先の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 石川県奥能登土木総合事務所
住所 石川県輪島市河井町22-1-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

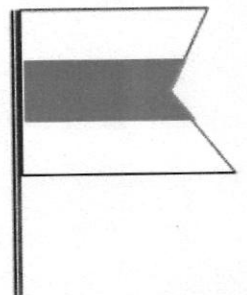
区域 石川県珠洲市宝立町地先（付図に示すとおり）
期間 令和3年9月10日から令和3年9月30日のうち3日間
令和4年3月1日から令和4年3月20日のうち3日間

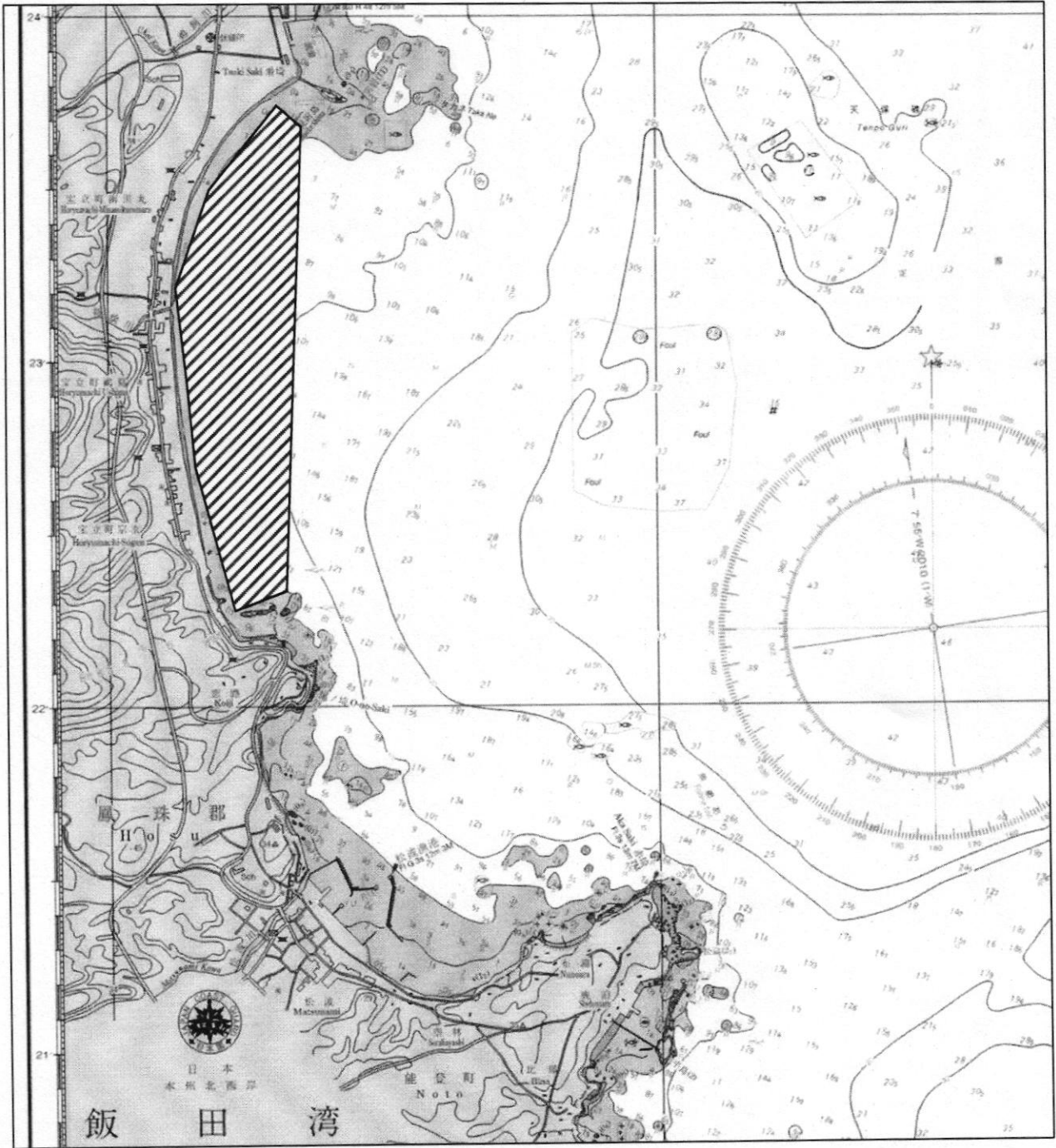
3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。





 測量区域